

ロシア株式インターネット取引約款

エイチ・エス証券株式会社

第1条 本約款の趣旨

本約款は、エイチ・エス証券株式会社(以下、「当社」という。)が提供する「ロシア株式インターネット取引サービス」(以下「本サービス」という。)をご利用いただく際のお客さまと当社との間の全ての関係に適用されます。お客さまは本約款を理解し、同意した上で本サービスを利用するものとします。

第2条 利用対象者

インターネット取引およびオールアクセス取引をご利用のお客さまご本人に限ります。ご利用に際しては、ログインID、ログインパスワード(以下、「暗証番号等」という。)が必要です。

第3条 ご利用方法

本サービスのご利用には、次の各号のすべてに該当する場合に、お客さまと当社との間の本サービスのご利用に関する契約(以下、「本契約」という。)は成立し、お客さまは本約款に基づいて本サービスをご利用になることができます。

- ① お客さまが当社所定の方法によりお申込みになり、かつ当社が承諾した場合。
- ② お客さまが当社の総合取引口座を開設されている場合。
- ③ お客さまが本サービスを利用するために必要な通信機器およびその他のシステム機器を保有されるかまたはご利用可能であり、かつ本サービスを利用するためのデータ通信回線およびその他の通信手段がご利用可能である場合。
- ④ お客さまが日本国内に居住されている場合。

第4条 利用料金

本サービスの利用料金はかかりません。ただし、データ通信を行うためのデータ通信料はお客さまの負担となります。また、本サービスの無料提供は中止される可能性があります。その際には、当社はお客さまに対し当社ホームページ等に掲載する方法等により告知いたします。

第5条 内容の変更

当社は、お客さまに対し、サービスの質をより向上させるため、プログラム、インターフェイス、デザイン、通信手段、情報内容等を予告なく変更することがあります。

第6条 情報提供元

本サービスは、モスクワ取引所、現地取次証券会社および当社に情報提供を行う情報ベンダーより情報の提供を受けています。

第7条 本サービスの利用の禁止

当社は、以下の事由のいずれかに該当する場合には、お客さまに通知することなく、本サービスのご利用をお

断りすることがあります。

- (1) 通常の想定を超えるシステム負荷がかかるようなご利用をされた場合。
- (2) 本来の利用目的を逸脱していると当社、情報提供元その他本サービスにおいて提供される情報の生成に関与した者が判断した場合。
- (3) 情報利用の制限に違反すると当社が判断した場合。
- (4) 当社への届出事項の変更の届出がなされない場合。
- (5) その他お客さまが本サービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合。

第8条 本サービスの利用範囲

本サービスは、投資に関する情報の提供およびお客さまが自ら行う注文発注のためのツールの提供およびその投資のための口座管理等を目的としており、当社ホームページ等に掲載されている有価証券の売買その他の取引等の勧誘等を目的とするものではありません。有価証券の売買その他の取引等に関する最終判断は、全てお客さま自身で行うものとします。

第9条 禁止事項

- (1) 本サービスの情報を営業に利用すること。
- (2) 本サービスの情報を第三者に提供または漏洩すること。
- (3) 本サービスの情報を第三者と共同して利用すること。
- (4) 本サービスの情報を独自に加工すること。
- (5) 本サービスの情報を複写または加工したものを第三者に譲渡または使用させること。
- (6) お客さまの暗証番号等を第三者の利用に供すること。
- (7) その他、本サービスの情報をお客さまご自身の証券投資の用に供さない目的に利用すること

第10条 サービスの停止

当社、システム開発元または情報提供元の都合により、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することがあります。

第11条 情報の正確性

本サービスにおいて提供される情報について、当社および情報提供元は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証いたしません。

第12条 著作権

本サービスおよび本サービスで提供される情報については、当社、システム開発元または各情報提供者に、著作権を含む全ての知的財産権またはこれらの利用権が帰属しています。お客さまは権利者の許諾を得ずに、当該情報およびその加工・集計したデータの一部または全部について、再配信、複製、加工、再利用、転用、転載、改変、引用、蓄積、出版、送付、販売、配布、放送、修正、頒布等または営業目的の利用を行うことは出来ません。また、お客さまが本約款に定める事項に違反した場合、当社は本サービスのご利用またはお客さまのお取引を停止させていただく場合があります。

第13条 取引の種類

お客さまが、本サービスを利用して取引注文を行える商品および取引の種類等は、当社が別途定める種類等とします。

第14条 取扱銘柄

お客さまが、本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。ただし、取引所等が売買を規制している銘柄等については、当社が定める銘柄を事前の通知なく変更することがあります。

第15条 数量の範囲

お客さまが本サービスを利用して当社に売付の取引注文を行える数量は、総合取引約款、保護預り約款、振替決済口座管理約款等に基づき当社がお客さまからお預かりまたは管理している数量の範囲内とします。

2. お客さまが本サービスを利用して当社に買付の取引注文を行える金額は、当社が定める金額の範囲内とし、この金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

その他、お客さまからお届けをいただいている投資経験、投資目的等から見て著しく過剰な数量であると当社が判断した場合、またはお客さまの取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合には、新規買付および取引のご注文の金額・数量について制限を設けることがあります。

第16条 手数料

お客さまが本サービスを利用して取引注文を行い約定した場合には、お客さまは当社に対し、当社が定める方法により計算した手数料を手数料等に課せられる消費税等と合算のうえ、当社が定める方法によりお支払いいただくものとします。

第17条 有効期限

お客さまが本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が別途定める期限とします。

第18条 注文の受付

お客さまが本サービスをご利用して行う取引注文は、次に定める時点をもって、注文の受付とさせていただきます。

- ① 本サービスをご利用の場合は、注文内容入力後、お客さまが確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点。
- ② お電話でご注文をご利用の場合は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客さまが特に異議を唱えることなく通話が終了した時点。

第19条 注文の取消・変更

お客さまが本サービスを利用した取引注文に対する取消および変更(以下「取消等」という。)は、未約定の取引注文に限り行えるものとし、その方法は以下のいずれかによります。

- ① 本サービスを利用した取消等。ただし、当社が定める商品・変更項目・時間内に限ります。

- ② 営業時間中にお客さまがお取引窓口に申し出ることによる取消等。その場合の手数料は当社が別に定めるものとします。

第20条 執行

お客さまが本サービスを利用して行った取引注文は、執行日において、お客さまによる取引の注文内容を当社が確認した後、可及的速やかに執行します。

2. 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客さまに通知することなく執行いたしません。なお、取引注文を執行しないことによる損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① お客さまの口座に立替金がある場合。
- ② お客さまの取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらす場合もしくはその疑いがある場合。
- ③ その他、当社が取引の健全性、各種法令・諸規則等に照らし、不相当と判断する場合。

3. 次の場合、その注文がお客さまの意図しないものであったとしても、お客さま自らの意志に基づく注文があったものとみなします。また、これにより生じたお客さまの損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① 注文内容入力後、お客さまが確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信し注文を執行した場合。
- ② お電話での取引注文において、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客さまが特に異議を唱えることなく通話が終了し、当社がその注文を執行した場合。

第21条 注文の照会

本サービスを利用したお客さまの取引注文の内容は、本サービスにおける取引画面により、照会することができます。

なお、当社は、原則として、取引報告書および本サービスにおける取引画面以外でお客さまに取引注文の結果等をご連絡することはありません。

第22条 ソフトウェアの配布

当社は、お客様へ本サービスのご利用のためのソフトウェアを配布することがあります。

第23条 法令等の遵守

お客さまおよび当社は本サービスの利用にあたり、本約款によるほか、法令、日本証券業協会が定める諸規則、その他の自主規制機関の諸規則等および当社が別に定める約款、規程、各種説明書等を遵守するものとします。

第24条 免責事項

当社およびシステム開発元、情報提供元(三社を総称して「当社等」という。)は、次の理由によりお客さまに生じた損害について、その責を追わないものとします。

- (1) お客さまの暗証番号等をお客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている暗証番号等と一致することにより、当社が本人認証を行い、取引注文の申込を受け付け、当社が受託した上で取引が行われた場合。

- (2) お客様の暗証番号等または取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合。また、暗証番号等が一致しなかったために本人認証が行えず、取引が行えなかった場合。
 - (3) データ通信回線および通信機器、コンピューターシステム機器の損害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害等につき、当社等の故意または過失に起因するものでない場合。
 - (4) 本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略、中断等により生じた損害等につき、当社等の故意または過失に起因するものでない場合。
 - (5) 天災地変、非常事態(戦争、クーデター、金融危機、市場の閉鎖等)、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭有価証券の受渡し、返還、寄託、その他の事務手続きが遅延、不能となった場合。
 - (6) 本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。
 - (7) 本サービスの稼働上の信頼性およびお客様の利用環境との整合性は保証されたものでなく、本サービスにおける不整合、バグ、その他の理由により誤認識・誤発注等により生じた損害。
2. 本サービスの利用に関連して、お客様に損害が発生し、当社等が責任を負うとされる場合でも、当社等の損害賠償責任の範囲は、お客様に生じた現実かつ直接の損害に限り、当社等の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスの利用に関連して、第三者に損害が発生した場合でも、当社等は一切の責任を追わないものとします。

第25条 約款の変更

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(附則)

第25条の改定は2020年4月1日以降に適用します。

第26条 他の規程・約款の準用

本約款に定めのないところは、当社約款・規定集、およびその他法令諸規則によるものとします。

第27条 合意管轄

本約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2019年6月改定